

はじめに

2010年は、明治18年に専売特許条例が公布されて以来、125周年の節目を迎える年である。この125年間、産業の草創期から、世界有数の経済大国となった今日に至るまで、産業財産権制度は我が国において重要な役割を果たしてきた。

近年の産業財産権制度を取り巻く環境は、企業活動のグローバル化、技術の高度化等に伴うイノベーションのオープン化の進展等を背景に、大きく変化しつつある。産業財産権政策の中核を担う特許庁としては、産業財産権制度をめぐる変化に対応し、時代の要請にこたえるシステムを構築するとともに、イノベーションの促進を通じた我が国の成長力を強化するために、累次の取組を行ってきた。

この一年を振り返ってみると、特許制度の検討、論点整理を行うべく、特許庁長官の私的研究会として設置された「特許制度研究会」において、特許制度に関連する課題について多角的な検討、論点整理が行われ、2009年12月に報告書が公表された。

また、イノベーションを促進するための特許審査の取組として、環境に優しい「グリーン技術」に関する研究開発の成果をいち早く保護し、更なる研究開発の促進を図るため、グリーン発明に係る特許出願を早期審査・早期審理の対象に追加した。また、先端医療分野における特許保護について、新用法・用量医薬、診断用測定方法の領域で、特許保護の範囲を拡大する審査基準の改訂を行った。

意匠については、意匠の類似範囲を明確化するため、「審査の進め方」を作成し、意匠審査基準に掲載した。

商標については、2009年10月、歴史上の人物名（周知・著名な故人の人物名）からなる商標登録出願の取扱いについて、出願人の予見可能性の向上と不適切な出願への抑制を目的として、商標審査便覧に明文化した。

国際的な面では、我が国が世界に先駆けて開始した特許審査ハイウェイのネットワークが着実な広がりを見せ、2010年4月末現在、我が国における特許審査ハイウェイの対象国は12の国・機関となっている。

特許行政年次報告書は、上記の点をはじめとする、産業財産権制度を取り巻く状況や施策の具体的内容を4部構成で取りまとめたものである。以下、内容を概観する。

第1部では、我が国における特許、実用新案、意匠及び商標の出願・登録動向並びに審査・審判の動向や、主要国における出願・登録動向、我が国企業や大学等における知的財産活動の実態、技術分野別の国内外での出願動向等について紹介し、その分析を行っている。

第2部では、政府の知的財産に関する取組や、特許、意匠、商標の審査・審判、IT化に関する取組を紹介している。

第3部では、中小企業や大学等が、特許権等の産業財産権を取得・活用等する際に利用することができる各種支援策を網羅的に紹介している。

第4部では、国際的な制度調和等の、知的財産権に係る制度整備の取組や、模倣品に対する取組等の国際的な動向について詳細に紹介している。

本報告書が、産業財産権行政の現状と課題への理解を深め、125周年を迎える産業財産権制度の更なる発展のための一助となれば幸いである。